東海村水道加入分担金の特例措置に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は，東海村水道加入分担金徴収条例（昭和４８年東海村条例第１８号。以下「条例」という。）第３条に規定する加入分担金（以下「加入分担金」という。）の減免の特例措置を定め，茨城県水道普及促進支援事業を活用することにより，水道への加入を促進するとともに，水道事業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「水道加入」とは，住民が自ら居住している，若しくは居住しようとする住宅又は住宅の貸主が所有する住宅に新規に水道を接続することをいう。

（減免の対象となる者）

第３条　減免の対象となる者は，令和４年４月１日以降に東海村水道事業に水道加入した者とする。ただし，次に掲げる場合は，対象としない。

（１）　住宅が借家等であって，水道加入しようとする者の所有ではなく，賃貸人その他所有者の同意が確認できない場合

（２）　業務用等で生活利用の区分でないものによる水道加入又は建物が住宅でないと明らかに認められるものに水道加入しようとする場合

（加入分担金の減免額）

第４条　加入分担金の減免額は，３０，０００円とする。

（減免の申請）

第５条　加入分担金の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，東海村水道加入分担金減免申請書（様式第１号）を東海村水道事業給水条例（平成１５年東海村条例第１０号）第５条の規定による工事の申込みと同時に，村長に提出しなければならない。

（減免の決定）

第６条　村長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請内容を審査し，加入分担金の減免を決定したときは，東海村水道加入分担金減免決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。

（減免後の努力義務）

第７条　前条の規定による通知を受けた者は，給水開始後３年間は継続して東海村水道事業の水道水の供給を受けるよう努めなければならない。同条に規定する通知を受けた者から所有権，使用権等を承継した者も，同様とする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，令和４年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は，茨城県水道普及促進支援事業が終了した日をもって，その効力を失う。